

等々力緑地全体を活用した共創・賑わい創出プロジェクト

ひやく(100)さい
かわさき飛躍祭



川崎市市制100周年記念事業・
全国都市緑化かわさきフェア実行委員会事務局

COLORS, FUTURE! ACTIONS
KAWASAKI 100th



「かわさき飛躍祭」の概要



● 目的

等々力緑地をフル活用した、魅力や価値に触れる4つのイベントの組み合わせによる祝賀イベントを開催し、シビックプライドの向上及び将来に向けた賑わいあふれる等々力緑地創出を図る

● 取組概要

日時：令和6年6月29日(土)9時～

場所：等々力緑地一体

| | | |
|---|---------------------|---|
| ① かわさき100フェス (実施主体:ディスクガレージ) | 正午～16時 (球場) | SHISHAMO、sumikaなどの川崎ゆかりのアーティストが出演する野外音楽イベント |
| ② アット (@/at) 等々カフェス (実施主体:川崎とどろきパーク 川崎市・実行委員会) | 10時～18時 (緑地内各所) | 各種スポーツ・パラスポーツ体験コーナー、キッチンカーなど |
| ③ 川崎フロンターレ市制100周年記念試合 (実施主体:川崎フロンターレ) | 19時キックオフ (陸上競技場) | 対サンフレッチェ広島 (市民招待1,100名、ハーフタイム・試合前イベントなど) |
| ④ ブルーインパルス展示飛行 (防衛省) | 14時20分頃～ (緑地上空) | かわさき100フェス野外音楽イベントとの一体的な演出を計画 |

「かわさき飛躍祭」の実施体制



● 協定書・実行委員会負担金

実施主体5者で協定締結・実行委員会負担金2,500万円以内

● 各主体の役割

①川崎とどろきパーク

事業全体調整、会場管理、広報、関係機関・地域折衝、
「アツと (@/at) 等々カフェス」の企画・実施・広報、経理責任者 など

②川崎フロンターレ

「市制100周年記念試合」の
企画・実施・広報

③ディスクガレージ

「かわさき100フェス」の企画・実施・広報

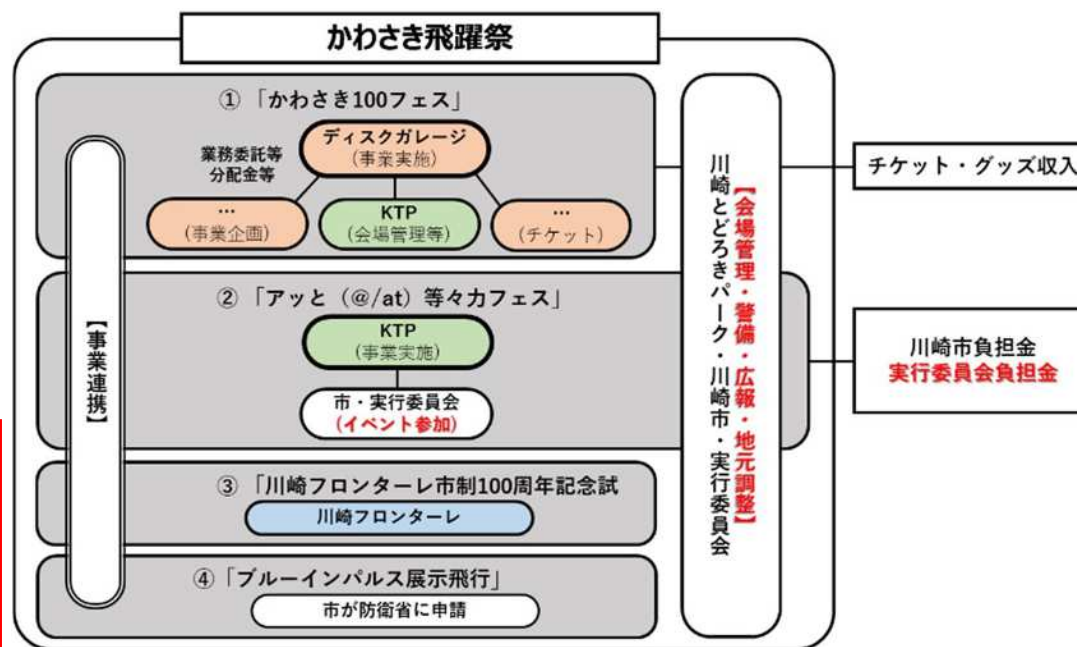
④川崎市

事業全体の警備、環境衛生
等に係る負担金支出(1,000万円)

⑤実行委員会

市負担部以外の負担金支出
会場管理、広報、アツと等々カフェスに
おける共創の場提供等 (2,500万円)

実施スキームイメージ図



「かわさき飛躍祭」への実行委員会予算の支出



● 飛躍祭 想定事業費 (合計 約3.5億円)

- ① 「かわさき100フェス」 (主体:ディスクカレッジ) 想定事業費 約1.7億円
- ② 「アツと (@/at) 等々カフェス」 (主体:とどろきパーク、実行委員会) 約1,000万円
→ 共創の場の提供
- ③ 「川崎フロンターレ市制100周年記念試合」 (主体:フロンターレ) 約1億円
- ④ 「ブルーインパルス展示飛行」 なし
→ 飛躍祭全体の会場管理・広報・警備等 (主体:川崎市、実行委員会) 約2,500万円

実行委員会が主体となる部分の想定事業費は約3,500万円

● 実行委員会予算支出の考え方

「実行委員会が共創の場を提供する取組」については、事業の特性等を勘案しながら、委託等による直接支出のほか、負担金として「予算の範囲内で事業費を負担できる」ものとする。

| 事業主体 | 経費の支出 | 支出方法 | 該当事業例 |
|--------------------------|--|----------------------|--|
| 実行委員会と企業等が共創により事業を実施する場合 | 予算の範囲内で事業費の1/2を負担 | 負担金 | Colors,Future! Summit、脱炭素プロジェクト、音楽プロジェクトなど |
| 実行委員会が共創の場を提供する場合 | ・予算の範囲内で事業費を直接支出 ・ 予算の範囲内で事業費を負担 | ・委託等 ・ 負担金 | ・みんなの川崎祭 ・ かわさき飛躍祭 |

飛躍祭については、主に「アツと等々カフェス」において「共創の場」を提供し、川崎産野菜のキッチンカー使用、障害者施設製作品販売、若者アイデアの発現などを実施するとともに、記念事業年度におけるイベント開催を通じて、シックプライドの向上を図ることを主眼とした取組であるため、負担金として「予算の範囲内で事業費を負担」する

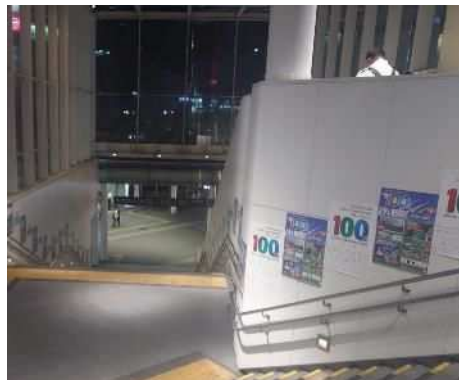
広報PR活動



フロンターレホームゲーム 広報ブース



川崎駅北口階段ポスター



新聞休刊広告



フロンターレ後援会封筒



飛躍祭ポスター



100フェスチラシ



100フェスPRムービー



(参考) 実行委員会主催事業実施要綱 抜粋



川崎市市制100周年記念事業・全国都市緑化かわさきフェア 実行委員会主催事業実施要綱

(事業の承認)

第7条 実行委員会は、第3条に定める事業を行う場合には、実行委員会会則第21条の規定に基づき、市制100周年幹事会に事業の内容及び予算その他必要事項を付議したうえで、承認を得なければならない。

(対象費用)

第8条 対象となる費用は、本事業を実施するのに直接的に必要かつ期間内においてのみ必要となる費用に限る。なお、具体的な対象費用については、事前に実行委員会に確認し、承認を得なければならない。

(負担金)

第9条 実行委員会は、前条に定める費用のうち第7条の規定により市制100周年幹事会において承認された予算額を上限として、本事業の遂行に直接的にかかる費用総額の2分の1以内で支出する。

2 実行委員会は、前項に定める上限額を超えて費用を負担する場合は、市制100周年幹事会に報告し、あらためて承認を得なければならない。

(負担金の支払い)

第10条 実行委員会は、原則として事業報告後に負担金を支払うものとする。ただし、実行委員会会長が必要であると認める場合は、負担金を概算払いにより支出することができる。この場合において、概算払いにより支出できる額は前条第1項に規定する予算額を上限とする。

2 共創事業者等は、実行委員会が負担すべき額について、実行委員会が指定する支払方法に従い請求書を作成し、実行委員会にこれを送付する。

3 実行委員会は、前項の請求書が実行委員会に到達した日の翌月末日までに、当該請求書に記載された請求額を共創事業者等に支払うものとする。

(実施スキーム)

第11条 実行委員会は、第3条第1項第1号に定める事業を行う場合には、原則として、当該事業の目的、事業特性等に応じて協定書方式又は団体立ち上げ方式のいずれかを選択して実施するものとする。ただし、別の実施スキームにより事業を行う必要があると市制100周年幹事会が認めた場合には、この限りではない。

2 実行委員会は、第3条第1項第2号に定める事業を行う場合には、協定書方式によるものとし、提案の募集は別に定める方法により実施するものとする。

(負担金の精算)

第17条 共創事業者等は、本事業が完了したときは速やかに精算するものとし、残預金が生じた場合、実行委員会は負担割合に応じて返還を求めものとする。

(負担金の返還)

第18条 第16条第1項各号のいずれかに該当する事由が生じた場合において、実行委員会は、協定を解除するか否かにかかわらず、共創事業者等に対し、既に支払った負担金の全部又は一部を返還させることができる。なお、第13条の規定による団体立ち上げ方式の場合においても同様の取扱いとする。